

平成29年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

原告 川合善明

被告 土屋トカチ 外3名

準備書面(1)

平成29年5月23日

さいたま地方裁判所川越支部民事部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口 かおり



第1 原告主張の摘示事実について

1 原告の摘示事実の構成は誤りである

本件で名誉毀損の成否の判断対象となる摘示事実について、原告は、訴状添付の「名誉毀損部分一覧表」記載の被告らの告訴状やウェブサイトの記述を離れて、これらを「総合した」摘示事実を主張する。

一般読者の普通の注意と読み方を基準に摘示事実を判断するとしても、原告主張のように、名誉毀損部分一覧を総合した摘示事実の構成は採り得ない。

事実の摘示かあるいは意見ないし見解の表明かを一般人基準に基づき区別するに際しても、当該文書の体裁や、各記述の字句及び前後の文脈等に即して検討するのであって、各記述を総合して判断した裁判例は存在しない。

そこで、以下、原告が「名誉毀損部分一覧表」で挙げた各記述について、告発状及びその添付資料に記載されたことを踏まえて、各記述から読み取ることができる事実の摘示ないし意見等について検討する。

2 告発状及びその添付資料の記述であること

告発とは、「被害者やその法定代理人など告訴権者以外の第三者が捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めること」（広辞苑第6版、990頁）であり、処罰を求める宛先は、捜査権限を有する警察ないし検察である。告訴状は、告発の内容を記した書面であって、警察署ないし検察庁に提出するものである。

したがって、告発者は、告発状に被告発人の犯罪事実を具体的に記載したうえで、警察ないし検察に対して捜査を求めることになる。

本件で、被告らは、原告について、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項2号ないし4号及び第8条に違反する行為があったと考えたからこそ、そのように考えた根拠を具体的に告発状に記載し、資料を添付して、さいたま地方検察庁に対して捜査を求めた。この告発行為自体は正当な行為であって、これについて不法行為は成立しない。

被告らは、告発状冒頭の「第1 告発の趣旨」において、「被告発人の下記所為は、・・・第2条第5項2号ないし4号及び第8条に該当すると思料される」と記述し、末尾においても「告発人らは、御庁に対して、本件を厳正に捜査されることを求め」と記述したように、告発状及び添付資料は、全体として、被告らが告発人として、原告について特定の犯罪行為の疑いがあるとの見解を表明したものであって、原告がこれらの犯罪行為を行ったという確定的な事実を摘示したのではない。

告発状には、被告発人たる原告について特定の犯罪行為の疑いがあることを具体的に記載する必要があるため、被告らにおいて、できるだけ具体的事実を挙げて、原告について疑いがあることを説明したが、これらの記述が断定的であることをもって名誉毀損にあたるという原告の主張は、告発状及び添付資料の記述であることを考慮しないものであり、告発状及びその添付資料であることを踏まえて記述を読む一般人の読み方にそぐわないものである。

3 名誉毀損部分一覧の検討

(1) 番号1

番号1の記述から読み取ることができるのは、被告らが、原告を被告発人として、原告が、告発事実記載の①ないし⑧の入札に関して、入札談合等関与行為防止法第2条第5項2号ないし4号及び第8条に該当する行為を行ったと思料することを理由に告発をした事実である。

(2) 番号2

番号2の記述からは、被告らが、川越市の行政関係者から、原告の行為が官製談合に該当するとの内部告発を端緒として本件告発をした事実を読み取ることができる。

(3) 番号3

番号3の記述からは、株式会社カナイ消防機材（以下、「カナイ消防機材」という。）の会長の金井眞一郎氏（以下、「金井氏」という。）が、原告の高階地区の後援会会長を務めている事実、及び、これについて、被告らが、金井氏と原告とは密接な関係があるとの見解を表明していることを読み取ることができる。

(4) 番号4

番号4の記述からは、被告らが、上記事実に基づき、原告と金井氏と

が密接な関係があるとの見解を前提に、カナイ消防機材の本店設置が都市計画法に違反することを原告が黙認した事実、告発事実記載の①ないし⑧の入札に関して、原告が、入札談合等関与行為防止法第2条第5項2号ないし4号に違反して、カナイ消防機材に対して便宜を図っていたと推測できるとの見解を表明し、その根拠として、①ないし⑧の入札について延べ38回連続落札という事実を摘示して、これは異常な落札結果であるとの見解を表明したものと読み取ることができる。

(5) 番号5

番号5の記述は、カナイ消防機材の落札率は異常であり、このような事態は、原告と金井氏の癒着を背景とすることが明らかであり、官製談合として捜査すべきという被告らの見解を表明していると読み取ることができる。

(6) 番号6

番号6の記述は、食料品の入れ替えに伴う入札を、平成23年から28年までカナイ消防機材が11回に亘り落札した事実を摘示して、これについて、官と業者との密接な関係を示す悪質な官製談合であるとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(7) 番号7

番号7の記述は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項4号に該当する疑いが極めて強いとの被告らの見解の表明と読み取ることができる。

(8) 番号8

番号8の記述は、告発事実記載の②の入札について、カナイ消防機材が6年連続で落札している事実を摘示したうえで、このことについて、常識では考えられない異常な落札状況であり、特定業者と市との緊密な関係がなければ成立し得ない官製談合である旨の被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(9) 番号9

番号9の記述は、「市側の配慮」の原因は、金井氏が原告の高階地区後援会長であることに基づくとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(10) 番号10

番号10の記述は、税金を一業者に独占的、集中的に提供することが許されるべきでないとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(11) 番号11

番号11の第1文は、カナイ消防機材の会長の金井氏が原告の高階地区後援会会長にあるとの事実を摘示したものと読み取ることができる。

同第2文以下は、カナイ消防機材が、告発事実記載の①ないし⑧の入札について、予定価格や最低制限価格を得て、他の業者よりも有利に落札価格を設定している疑いがあるとの被告らの疑念（見解）を表明したものと読み取ることができる。

(12) 番号12

番号12は、一般競争入札に変更された年度以降にカナイ消防機材以外の業者が入札に参加しなくなった要因について被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(13) 番号13

番号13の記述は、原告の後援会長が経営する業者が、他部門での落札も含めて6年連続11回落札した事実を摘示して、この落札率が異常であり、入札の必要性自体を疑うべきとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(14) 番号14

番号14の記述は、第1文で、入札方式の変更により最も有利になる

のはカナイ消防機材であると分析し、第2文及び第3文で、参加資格の変更を進言したのは、原告の後援会会長である金井氏である疑いが強いとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

さらに、第4文で、入札参加資格の変更が実質においてカナイ消防機材の独占的な入札資格を担保する措置であった疑いがあるとの見解を表明し、第5文で告発事実⑧の入札について、原告と金井氏との意思の疎通が疑われる旨の見解を表明したものと読み取ることができる。

(15) 番号15

番号15の記述は、川越市では、職員らは原告とカナイ消防機材との関係を良く知りながら、原告が川越市のトップたる市長であることから原告の判断に従うしかなく、利害関係のない検察でないとは本件に切り込めないとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(16) 番号16

番号16の記述は、金井氏が原告の高階地区後援会会長の立場にあるとの事実を摘示したうえで、現職市長とその後援会会長という関係が有形無形に利害を合一すること及び相互の利益防衛の観点から相互に幫助することが合理的であるとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(17) 番号17

番号17の記述は、カナイ消防機材の都市計画法違反を川越市が黙認していることについて、金井氏が、市長室に予約なしで入ることができること知人に吹聴していたとの事実を摘示し、原告との緊密な関係があるとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(18) 番号18

番号18の記述は、2016年10月14日付で、原告をさいたま

地方検察庁に刑事告発した事実を摘示したものと読み取ることができる。

(19) 番号19

番号19の記述は、被告らが、川越市の行政において、入札談合等関与行為防止法違反ならびに都市計画法違反が疑われたことから、2016年10月14日付でさいたま地方検察庁に刑事告発したとの事実を摘示したものと読み取ることができる。

(20) 番号20

番号20の記述は、刑事告発の内容を被告らが一言で説明したものであり、その他に何らかの事実の摘示又は見解の表明を読み取ることはできない。

(21) 番号21

番号21の記述は、被告らが告発した内容については、入札結果を記載した公文書や複数の川越市行政関係者の内部告発及び証言により明白であるとの被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

(22) 番号22

番号22の記述は、地方自治体における現政権首長が黙認する官製談合についての被告らの見解を表明したものと読み取ることができる。

第2 求釈明

訴状添付の「名誉毀損部分一覧表」に挙げられた各記述から読み取ることのできる事実の摘示及び見解の表明は以上のとおりである。各記述を「総合して」摘示事実を導く手法ではなく、原告において、本件訴訟で問題とする記述及び当該記述から読み取ることのできる事実の摘示ないし見解等について改めて特定されたい。

以上